

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成24年2月13日

分任支出負担行為担当官
東京空港整備事務所長 石原 弘一

1 調達内容

- (1) 契約名 東京国際空港水質観測システム保守点検（電子入札対象案件）
- (2) 業務概要 別紙 入札説明書による
- (3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日
- (4) 履行場所 東京都大田区羽田空港東京国際空港D滑走路棧橋部
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 電子入札システムの利用

本案件は、証明書等の提出・入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のB、C又はD等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該資格の決定を受けかつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港官第927号）に基づく指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再審査を受けたものを除く）でないこと。
- (6) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (7) 平成14年度以降公示日までに完了した、水質観測装置等の保守点検業務の実績を有するものであること。

3 入札説明書の交付場所、交付期間及び交付方法、また契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 場 所

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 国際空港第二庁舎 4階
関東地方整備局 東京空港整備事務所 品質管理課 契約審査係(後藤または丸岡)
電話 03-5757-2075

(2) 電子入札システムのアドレス及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter>
3 (1)の問い合わせ先に同じ

(3) 交付期間及び方法

平成24年2月13日から平成24年3月5日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
9時30分から18時00分まで（最終日は入札書受付締切予定時刻まで）、上記 3 (1)
の場所において配布する。

(4) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限

平成24年2月23日 16時00分

(5) 電子入札システムによる入札書及び紙入札、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による入札書の受領期限

平成24年3月5日 16時00分

(6) 開札の日時及び場所

平成24年3月6日 13時30分
東京都大田区羽田空港3-3-1 国際空港第二庁舎 4階
関東地方整備局 東京空港整備事務所 入札室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

(ア) 電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）とともに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記 3. (4) の受領期限までに上記 3. (2) に示すURLに電子入札システムを利用して提出しなければならない。

(イ) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等とともに分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に示す特定役務を履行できることを証明する書類を作成し、上記3.(4)の受領期限までに上記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(ア)、(イ)いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官（補助者を含む）から証明する書類等に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行なされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 契約締結日は平成24年4月2日、履行は平成24年4月1日からとする。

ただし、4月2日までに平成24年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月3日以降、予算が成立した日とする。

(9) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約金額に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(10) 手続きにおける交渉の有無 無

(11) 詳細は入札説明書による。